様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 ４ 年　６　月　23　日

秋田県知事

提出者

住　所　秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部60-1

氏　名　DOWAテクノリサーチ株式会社
代表取締役社長　星川　嘉彦

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　0186-29-2781

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	DOWAテクノリサーチ株式会社 小坂センター
事業場の所在地	鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部60-1
計画期間	令和４年４月１日から令和５年３月３１日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：Ｌ－学術研究、専門・技術ｻｰﾋﾞｽ業 中分類：７４－技術ｻｰﾋﾞｽ業（他に分類されないもの）
②事業の規模	前年度の売上額　１，３２３百万円
③従業員数	１０２名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	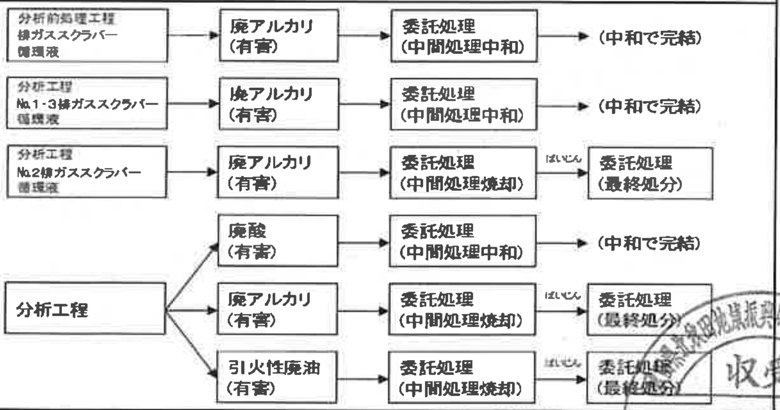

（日本産業規格　Ａ列４番）

収受
4. 6. 27
C・70－　・　・
第　号

（第２面）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

- 社長
  - 安全衛生･遵法管理室長（特別管理産業廃棄物管理責任者）＝（処理計画統括責任者）
  - 総務課
- センター長＝（処理計画作成担当）
  - 内の岱試料調製Grリーダー＝（廃棄物担当）
  - 試料調製Grリーダー
  - 乾式分析Grリーダー
  - 第一化学分析Grリーダー
  - 第二化学分析Grリーダー＝（廃棄物担当）
  - 機器分析Grリーダー
  - 業務Grリーダー

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和　3　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	廃ｱﾙｶﾘ（有害）	引火性廃油（有害）	廃ＰＣＢ等
排　出　量	168.75　t	131.10　t	0.33 t	0.001 t

（これまでに実施した取組）
・有機溶剤を使用しない分析法への変更や分析に使用する試薬量あるいは、水洗水量の最適化を図ることで、廃液量の削減を実施している。
・サンプリング精度及び分析精度の向上による再検査削減。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	廃ｱﾙｶﾘ（有害）	引火性廃油（有害）	廃ＰＣＢ等
排　出　量	167.06　t	322.99　t	0.33 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
・有機溶剤を使用しない分析法への変更や分析に使用する試薬量あるいは、水洗水量の最適化を図ることで、廃液量の削減の継続実施する。
・循環液の使用回数増および分析点数の削減を図る。
※廃ｱﾙｶﾘ（有害）は旧秋田ﾘｻｲｸﾙ・ｱﾝﾄﾞ・ﾌｧｲﾝﾊﾟｯｸ㈱の排出分を含む。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・廃酸、廃ｱﾙｶﾘ、引火性廃油は、それぞれ専用ﾀﾝｸに貯留する為、別種の廃棄物が混合することはない。
・社内ルールとして特別管理産業廃棄物と他の廃棄物との分別を徹底する。

②計画

（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・今後も同上の分別を継続実施。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

【前年度（令和　　3　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	引火性廃油（有害）	廃ＰＣＢ等
自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・再生利用方法の調査、検討。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	引火性廃油（有害）	廃ＰＣＢ等
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
・上記の継続実施

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

【前年度（令和 3　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	引火性廃油（有害）	廃ＰＣＢ等
自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・中間処理方法に関する調査。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	廃アルカリ（有害）	引火性廃油（有害）	廃ＰＣＢ等
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組 ）
・上記の継続実施

（第４面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

【前年度（令和　3　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	廃ｱﾙｶﾘ（有害）	引火性廃油（有害）	廃ＰＣＢ等
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

（これまでに実施した取組）
・埋立処分方法に関する調査。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	廃ｱﾙｶﾘ（有害）	引火性廃油（有害）	廃ＰＣＢ等
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）
・上記の継続実施

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

【前年度（令和　3　年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	廃ｱﾙｶﾘ（有害）	引火性廃油（有害）	廃ＰＣＢ等
全処理委託量	168.75 t	131.10 t	0.33 t	0.001 t
優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0.02 t	0.33 t	0.001 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	t

（これまでに実施した取組）
・優良認定処理業者と再生利用業者の調査。

	②計画	【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸（有害）	廃ｱﾙｶﾘ（有害）	引火性廃油（有害）	廃ＰＣＢ等
全処理委託量	167.06 t	322.99 t	0.33 t	0 t
優良認定処理業者への処理委託量	83.53 t	161.49 t	0.33 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

・上記取組の継続と優良認定処理業者への処理委託実施。

※廃ｱﾙｶﾘ（有害）は旧秋田ﾘｻｲｸﾙ・ｱﾝﾄﾞ・ﾌｧｲﾝﾊﾟｯｸ㈱の排出分を含む。

電子情報処理組織の使用に関する事項

【前年度（令和　3　年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	300.18 t

（今後実施する予定の取組等）

（電子マニフェスト導入済み）

※事務処理欄	

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴ ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵ ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶ ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。